

令和8年度 予算編成方針

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に加え、米国の通商政策や中東情勢の影響等による世界経済の悪化リスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

また、都の歳入の根幹をなす都税収入は、堅調に推移しているものの、今般の令和8年度税制改正では、道府県民税利子割に係る清算制度の拙速な導入はもとより、都の税収を一方的に収奪する地方法人課税や固定資産税の不合理な見直しの方針が示された。東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の改悪により、都財政への影響の拡大が懸念されるなど、その先行きは予断を許す状況にない。

このように、社会経済情勢が不確実な中、世界は変化のスピードを早めている。時代に合わせて、従来の仕組みを変革する必要に迫られており、変化を恐れず、課題の本質を捉え、真正面から取り組んでいかなければならない。少子高齢化への対応や熾烈化する都市間競争、都市活動の基盤となる安全・安心の確保など、直面する課題の解決に向けて、「2050 東京戦略」に掲げる政策を先手先手で展開し、明るい未来への挑戦を牽引していくことが求められている。

とりわけ、成長の原動力となる「人」の力を最大限高めていくためには、一人ひとりの自己実現を全力で応援していくことが重要である。次代を担う子供・若者の成長を支える教育の充実や、結婚・出産・子育てを希望する方の「叶えたい」を強力に後押しするシームレスな支援など、チルドレンファーストの取組を一層強化することが不可欠である。同時に、女性活躍推進の更なるレベルアップや高齢者施策の強化など、誰もが自分らしく活躍できる環境を整備し、一人ひとりがもっと輝く東京を創り上げていかなくてはならない。

また、国際競争力の強化に向け、日本の原動力とも言える東京が世界の変革と成長を牽引することが重要である。イノベーションを創出するスタートアップの育成や、国際金融都市としての地位確立、デジタルの力で都民が質の高い生活を送る「スマート東京」の実現が不可欠である。あわせて、人や地域の個性を大切にしたまちづくり・住まいの充実をはじめ、東京グリーンビズの推進や農林水産業の活性化、江戸の歴史・文化の発信や多摩・島しょの振興など、成長と成熟が両立する東京の多様な魅力を更に向上させる取組も着実に進めていかなくてはならない。

さらに、未来へ目を向けるためには、都民の命と暮らしを守るレジリエントな都市づくりを推進する取組が重要である。激甚化、頻発化する風水害をはじめ、大規模地震や火山噴火等への備えとして強靭な都市を創り上げていくとともに、物価高騰への対応や治安対策など、都民の安全・安心の確保に取り組むことが必要である。加えて、エネルギーの安定確保と脱炭素化の両立に向け、あらゆる取組をアップデートし、世界のモデルとなる脱炭素都市を実現しなければならない。

こうした施策を力強く展開し、都政のクオリティ・オブ・サービスの向上を図るためには、組織

や分野を越えたDXを推進し、行政の新たな形のモデルを進化させていくことが求められる。AIを都政のあらゆる場面で徹底的に利活用するなど、仕事の進め方を新たな発想で見直すことで、持続可能な執行体制を構築し、都庁の力を維持・向上させていくことも不可欠である。

さらには、事業展開のスピードアップを図り、都民に対し、一層施策の効果を素早く届けるとともに、都民の理解や行動を促し、事業目標の達成に貢献する「伝わる広報」を一層推進するなど、従来の発想から転換を図り、都民目線に立って、取組を進めていかなければならない。

都政を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、都自らも変化に機敏に対応するためには、政策や事業を大胆かつ柔軟に見直していくことが求められている。このため、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価において、類似事業の整理・統合はもとより、より成果重視の観点から、「2050 東京戦略」の事業について新たにKPI（評価指標）の設定を義務付けるなど、制度をバージョンアップさせ、社会の変化への的確な対応と効率性・実効性の高い施策構築に向けた取組を強化していく。

同時に、将来にわたり財政面での持続可能性を確保する観点から、各局における見積りの段階においても、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を一層推進する。

その上で、都債や基金といったこれまでに培ってきた財政の対応力を、将来負担を見据えながら適切に活用し、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

令和8年度予算は、「2050 東京戦略」の迅速かつ確実な実行に向け、大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、明るい未来を実現する予算として、

- 1 将来にわたり東京が世界の成長を牽引し続けられるよう、「人」が輝き、活力に溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、時代の変化を捉えた新たな視点で、スピード感を持って積極的に展開すること
- 2 AIの徹底的な利活用などにより、都民が真に「実感」する行政サービスの向上を図るとともに、より成果重視の視点から、社会の変化への的確な対応と施策の効率性・実効性の向上に向けて、事業の見直しを徹底し、強靭で持続可能な財政基盤を堅持すること

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 将来にわたり東京が世界の成長を牽引し続けられるよう、「人」が輝き、活力に溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、時代の変化を捉えた新たな視点で、スピード感を持って積極的に展開する取組に財源を重点的に配分する。

また、「2050 東京戦略」の令和8年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、時代の潮流を見極め、スクラップ・アンド・ビルトの視点から、時機を逸することなく必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、補正予算で計上した事業も含めて過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、評価の取組については、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価を一体的に実施し、効率性・実効性の高い施策や事業の構築につなげることはもとより、より成果重視の視点から、「2050 東京戦略」の事業についてKPIを確実に設定するとともに、事業の見直しを一層促進するため、類似事業の整理・統合を徹底するなど、その取組の更なる強化を図る。

- (1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。

- (2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保を図っていく。

施設建設等については、「第三次主要施設 10 か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、事業の在り方を踏まえた整備の必要性の検証、手法やコストなどの十分な精査はもとより、迅速な供用開始につなげる観点から、整備計画の見直しなど更なる工夫を凝らした上で、市場動向を反映し、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

- 3 「都政の構造改革」については、組織や分野を越えたDXを加速することにより、都民が真に「実感」できるクオリティ・オブ・サービスをより一層高めるとともに、社会の構造改革の視点に基づき、制度・仕組みの根源に遡ってそのあり方を見直し、解決に向けた道筋を踏まえた上で、必要となる所要額を計上する。

- 4 大学研究者及び都民による事業提案制度に基づき構築する事業については、東京に集積されている知や都民の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する事業構築に活かすという制度の趣旨に鑑み、都民による投票の結果を踏まえ、所要額を計上する。

また、職員による事業提案制度に基づき構築する事業については、予算編成過程に職員の声を直接反映させることで、職員の経験や知識を活かした実効性の高い施策を立案していくという制度の趣旨を踏まえ、積極的に検討を図った上で、所要額を計上する。

- 5 組織定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、「2050 東京戦略」に係る重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。

- 6 政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、団体の在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など

必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

特に、政策連携団体に対する財政支出については、グループ連携事業評価の取組を通じ、より成果重視の視点で適切に評価を行うなど、都庁グループ全体で都事業としての事業効果や効率性を高める。

また、政策連携団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

- 7 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。
- 8 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。
- 9 都債については、将来の財政負担に配慮しつつ、投資的経費等の財源として、充当可能な事業に対して適切に活用する。
- 10 基金については、税収動向などを勘案しながら中長期的な視点に立ちつつ、短期集中的に大胆な投資を推進するため、積極的な活用を図る。
- 11 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 12 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 13 予算の計上に当たっては、施策目的や効果の早期実現に向けて、事業計画やスケジュールの加速化を追求するとともに、必要に応じて債務負担行為なども積極的に活用する。
- 14 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 15 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。